

《作成上の注意》

この届出に関する準区内業者の取り扱いについては、別に定める「大田区における競争入札参加に係る準区内業者の認定基準」により行います。

令和6年8月から様式等が変更されています。最新の様式で作成してください。

- 1 (新規・継続)の該当区分に○をつけてください。
- 2 本店の所在地及び代表者氏名を記入し、受付票に押印されているものと同一の印を押印してください。
- 3 共同運営受付番号
工事、物品それぞれの番号を記入してください。
二種(工事、物品)の入札参加資格を有している場合は、届出書1部で工事、物品両方の届出があったものとみなし、審査(認定)を行います。
- 4 支店等名称・所在地・代理人役職・氏名
支店等の名称・所在地(ビル名・部屋番号等含む)・代理人役職・氏名は、受付票の内容と一致するように記入してください。
契約締結時に使用する印と同一の印を押印してください。
- 5 認定要件
支店等における契約締結に係る事務を完結できること等の確認をするものです。
「いいえ」に該当する項目がある場合は、準区内業者として認定することはできません。
工事業者は、裏面も記入し、建設業の許可申請書(写)及び別表(写)を提出してください。
- 6 支店等の建物全景、社名表示、看板等の写真
建物の全景がわかる写真及び掲示されている社名表示、看板等を撮影し、別記様式第1号(別添様式)に写真を貼り付けてください。営業活動の場であることが外部から確認できることが必要です。
配属(常勤)職員の執務風景、登録業種に必要な機器類、東京都電子自治体共同運営電子調達サービスへのアクセスに必要なインターネット環境が整っていることがわかるように撮影してください。当該支店等が、社会通念上、営業活動を行っていることが確認できることが必要です。

7 添付書類

届出書（別記様式第1号及び事業所外観及び内部写真・社名表示写真）のほか、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 競争入札参加資格審査受付票の写し

最新の競争入札参加資格審査受付票（実印が押印されたものの写し）に印鑑証明書（写し）を添付してください。

(2) 支店等が大田区内に存在していることが確認できる書類

ア 自社所有

不動産登記簿（写し）又は固定資産税評価証明書（写し）

イ 賃貸物件（必ず届出事業者が事務所として借りていること）

不動産賃貸借契約書（写し）

(3) 法人設立・設置届出書（都税事務所に提出したものの写し）

支店等の移転があった場合は、法人住民税異動届出書（写し）もご提出ください。

(4) 法人住民税均等割額の計算に関する明細書（写し）

(5) 建設業の許可申請書及び別表（受付印のあるもの）の写し

該当する工事業者のみ提出してください。

(6) 支店等の代理人名義で履行完了している契約書（写し）

契約書表紙の写しを提出してください。契約相手方は、官公署、民間を問いません。

8 その他

(1) 支店等の所在地や状況等を確認するため、区が支店等を訪問することがあります。訪問日時等の連絡は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

(2) 届出内容等に疑義がある場合には、公共料金（電気、ガス、水道、電話）、プロバイダーの領収書、勤務職員の出勤簿等の提示を求めることがあります。

(3) 準区内業者として認定できない場合のみ、その旨通知します。

(4) 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（別記様式第2号）を提出してください。